

平成21年10月22日

保護者 各位

茨城県立つくば工科高等学校長 中川 忠之

学校感染症における出席停止後の「登校届」の提出について（お願い）

学校は集団生活を行う場所であるため、感染症にかかった生徒の出席を停止し、他の生徒への感染拡大を防止することが求められています。

学校保健安全法施行規則では、学校において予防すべき対象となる感染症（学校感染症）の種類と出席停止の期間を次の表のように定めています。

種類	病 名	出席停止及び期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱	治癒するまで
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核	解熱後2日を経過するまで、または発症から7日間 特有の咳が消失するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺の腫脹が消失するまで 発疹の消失まで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状消退後2日を経過するまで 医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

本校では、上記感染症で「出席停止」になった際には、「治癒証明書」を医師に書いてもらい、クラス担任に提出することになっておりますが、費用もかかることから、今後は、初診の際に「どのような健康状態になれば登校してよいのか」について、医師から指導を受け、それを踏まえて保護者が治癒を確認し、所定の用紙「登校届」（裏面）に記入することで登校できることとしました。登校した際に登校届をクラス担任に提出してください。

なお、「登校届」は学校にあります。本校のホームページにも掲載しましたのでご利用ください。